

## 平成29年度稲敷市市民のための創業支援事業募集要項

稲敷市市民のための創業支援事業費補助金交付要綱（平成29年稲敷市告示第43号）第5条に基づき、補助対象事業を公募いたします。

### I 稲敷市市民のための創業支援事業

U I J ターン等により稲敷市内（以下「市内」という。）で創業、第二創業又は新事業展開（以下「創業等」という。）をする稲敷市民に対し、創業等に要する経費の一部を補助することにより、移住定住の促進及び地域経済の活性化に資することを目的とする事業

### II 公募対象事業の概要

#### 1 応募できる者

応募することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 市内で創業等をしようとする者又は本要項に規定する提案書兼同意書を提出した日において、市内での創業等から1年を経過していない者であること。
- (2) 本市の住民基本台帳に記載されている個人（法人にあっては、代表者）又は提案事業の事業完了した日までに本市の住民基本台帳に記載される見込みがある個人（法人にあっては、代表者）であって、市内で事業を興す者であること。
- (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者から同法第2条第25項に規定される特定創業支援事業を受ける者（法人にあっては代表者が対象）であること。
- (4) 稲敷市暴力団排除条例（平成23年稲敷市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 市税及び上下水道料金に滞納がないこと。
- (6) 政治的活動、宗教的活動を行う個人及び団体でないこと。
- (7) その他市長が適切ではないと判断するものでないこと。

#### 2 応募できる事業

応募することができる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 先進性、妥当性及び確実性を有する事業

- (2) 移住定住の促進及び地域経済の活性化に繋がる事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のない事業
- (4) 当該事業開始にあたり必要な関係法令等の許可を取得している又は取得見込みのある事業
- (5) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第25項に規定される特定創業支援事業を受ける者（法人にあっては代表者が対象）による事業
- (6) 本市の住民基本台帳に記載されている個人（法人にあっては、代表者）又は事業完了した日までに本市の住民基本台帳に記載される見込みがある個人（法人にあっては、代表者）が市内で興す事業
- (7) 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）が50万円以上である事業
- (8) 平成31年3月31日までに創業等をする事業

### Ⅲ 応募方法

#### 1 応募書類【提出部数：1部】

- (1) 稲敷市市民のための創業支援事業提案書兼同意書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 位置図及び事業箇所図
- (4) 事業所等の所在が確認できる書類（土地・建物登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し等）
- (5) 個人（法人にあっては代表者）の住民基本台帳法に基づく住民票の写し（発行日から1箇月以内のもの）
- (6) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (7) 定款の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (8) 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書の写し又は認定連携創業支援事業者による支援確認書の写し
- (9) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得しているの場合に限る。）
- (10) 創業等に係る設備・備品等の見積書
- (11) 事業所等の工事着工前の日付入り写真（工事を必要とする場合に限る。）
- (12) 法人にあっては、過去3年間の財務諸表の写し（損益計算書・貸借対照表）
- (13) その他市長が必要と認める書類

## 2 募集期間・受付場所等

(1) 募集期間 平成29年7月19日～平成30年1月31日まで  
午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

(2) 受付場所・問い合わせ先

稲敷市 政策調整部 政策企画課 企業誘致推進室

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚1570番地1

E-mail : kigyous@city.inashiki.lg.jp

TEL029-892-2000（代表） FAX029-892-2062

※申請書類は、持参または郵送（書留郵便とし、封筒には「稲敷市市民のための創業支援事業提案書兼同意書在中」と朱書きすること。期限必着。）してください。

## 3 留意事項

- (1) 申請に必要なとなる費用は申請者の負担となります。
- (2) 受付期限後における申請書類の差し替え、および再提出は認めません。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とします。
- (4) 申請書類に不備がある場合は受付できません。
- (5) 提出いただいた申請書類は返却いたしません。

## IV 審査

### 1 審査の方法

稲敷市創業支援事業審査委員会設置要綱（平成28年稲敷市訓令第2号）に基づき設置された稲敷市創業支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、その審査結果を市長に報告し、事業の決定及び補助金の交付決定を行うものとなります。

なお、審査の結果、決定事業者なしとする場合があります。

※委員会が必要と認めたときは、事業提案等を聞くためのプレゼンテーションを実施していただく場合があります。

### 2 留意事項

応募書類には事業者の秘密事項も含まれるので、委員会は非公開で行います。

## V 結果の通知

### 1 事業決定の通知

稲敷市市民のための創業支援事業決定通知書（様式第3号）によって応募した全ての事業者に決定結果を通知いたします。

## VI 稲敷市市民のための創業支援事業費補助金

### 1 概要

稲敷市市民のための創業支援事業費補助金交付要綱（平成29年稲敷市告示第43号）第5条に基づき、本要項の公募において決定された者及び事業について、稲敷市市民のための創業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の申請が行えます。

事業計画期間は、本要項に規定する提案書兼同意書の提出をした日以降1年以内とします。

補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）は、創業等にかかる経費のうち別表に定めるものとし、事業計画期間内に要した経費となります。補助対象経費の総額が50万円以上の創業等が対象となります。

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とします（千円未満切捨）。ただし、UIJターンにより創業等のために市内へ転入した場合は、算定された補助金額に20万円が加算されます。

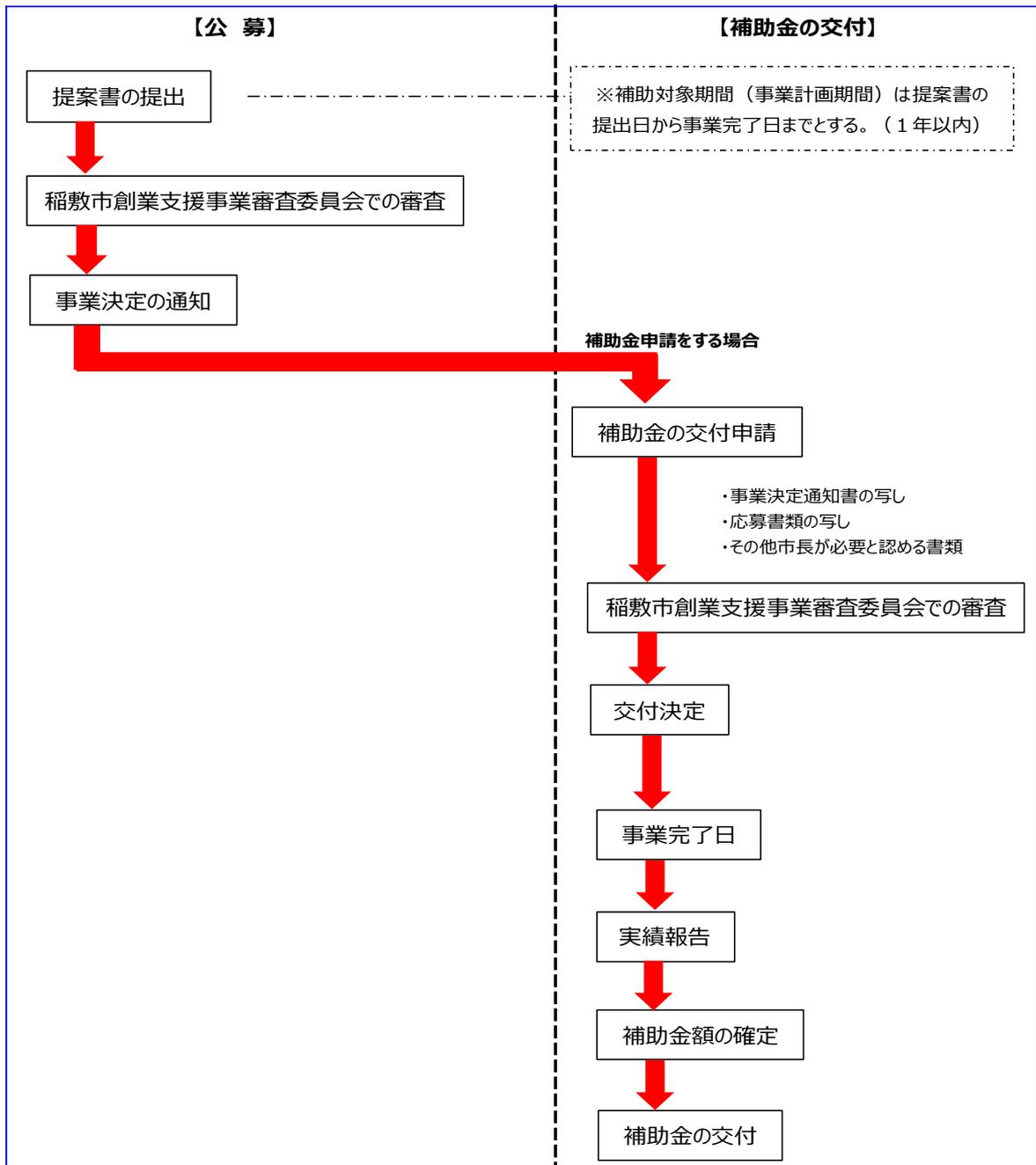
同一業種による同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとします。

### 別表

補助対象経費
ア 創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係る経費
イ 法人設立時の登記に要する費用（印紙・登録免許税を除く。）
ウ 事業所等新築工事費（増改築を含む。ただし、住居部分を除く。）
エ 事業所等の賃貸料（駐車場代を含む。ただし、申請者本人が所有する場合及び居住部分に係る費用及び敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料を除く。）
オ 備品購入費
カ 試供品又はサンプル品の製作に係る委託費用及び原材料費
キ マーケティング調査費
ク 広告宣伝費（パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出店費用等。ただし、単なる切手の購入に係る費用を除く。）
ケ その他創業等に必要経費として市長が認めるもの
※創業等に必要経費として明確に区分できるもので、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額、時期、内容等が確認できる経費に限る。
※住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係るもののみ。間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区分されている場合に限る。

なお、他補助金等の交付を受けた補助対象経費と当該補助金の補助対象経費は重複してはならないものとします。

## VII 公募及び補助金交付のフロー



※補助金の交付決定を受けた事業の遂行状況について状況報告を求める場合があります。

(別紙1)

稲敷市市民のための創業支援事業採択審査採点表

大項目	評価項目	評価	備考
事業の先進性	事業に独自性があり, 差別化が図られているか。	5・4・3・2・1	
事業内容の妥当性	事業の目的に則した事業内容であるか。	5・4・3・2・1	
	事業内容や目標, 遂行方法が具体的かつ現実的であるか。	5・4・3・2・1	
	事業内容に見合った事業費積算となっているか。	5・4・3・2・1	
事業実施の確実性	補助事業遂行に十分な能力があるか。	5・4・3・2・1	
	課題, 対応, 時間軸が明確であるか。	5・4・3・2・1	
地域経済の活性化	収益が見込める事業であるか。	5・4・3・2・1	
	事業の実施により想定した効果が期待できるか。	5・4・3・2・1	
	事業の継続性や発展性が期待できる事業であるか。	5・4・3・2・1	
	事業の成果が広く市民に還元される事業であるか。	5・4・3・2・1	
評価合計		150点	
評価・意見・感想等			

高く評価できる = 5点      ある程度評価できる = 4点      普通程度である = 3点  
 あまり評価できない = 2点      評価できない = 1点

■補助率（補助金額算定）の考え方

補助率の設定は、別紙1による採点結果を基に、下記の表を参考とする。

採択審査 平均採点	補助率
25点以上 50点	対象経費の2分の1
25点未満	不採択